

# 総 括 調 査 票

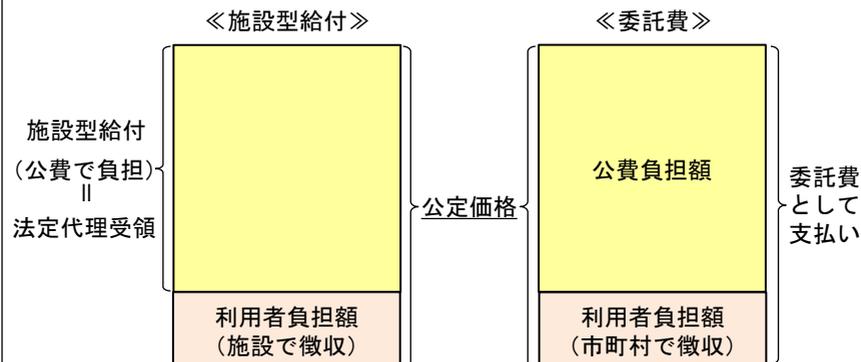
|       |                    |    |                                   |  |                       |          |         |
|-------|--------------------|----|-----------------------------------|--|-----------------------|----------|---------|
| 調査事案名 | (3) 子どものための教育・保育給付 |    | 調査対象<br>予 算 額                     | 令和5年度(補正後) : 1,656,826百万円<br>(参考 令和6年度 : 1,661,736百万円) |                       |          |         |
| 府省名   | 内閣府                | 会計 | 特別会計<br>(年金特別会計(子ども・<br>子育て支援勘定)) | 項  | 子ども・子育て支援推進費          | 調査主体     | 共同      |
| 組織    | こども家庭庁             |    |                                   | 目  | 子どものための教育・保育給付<br>交付金 | 取りまとめ財務局 | (近畿財務局) |

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を設け、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を実施している。子どものための教育・保育給付交付金は、地方公共団体の「施設型給付」等の支給に要する費用を交付金として交付するものである。(負担割合: 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 等)
  - ※ 私立保育所に対しては、「施設型給付」ではなく、市町村が施設に対して保育に要する費用を「委託費」として支払う。
- 施設型給付、地域型保育給付(以下「施設型給付等」という。)は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(以下「公定価格」という。)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(以下「利用者負担額」という。)を控除した額とされている。
  - ※ この基本構造は「委託費」であっても同様である。
- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分(1~3号)、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、子ども1人当たりの単価として設定されている。子ども1人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」「減算」の仕組みがある。
- 減算の一つとして、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(幼稚園、認定こども園(1号認定子ども)は連続する過去2年度間、保育所・認定こども園(2・3号認定子ども)、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)に、各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて減算額を算定する、いわゆる「減額調整」がある。
  - ※ 年間平均在所率とは、当該年度内における各月初日の在籍子ども数の総和を各月初日の利用定員の総和で除したもの。

### ■ 施設型給付等の基本構造



### ■ 公定価格の基本的な算定方法

$$\begin{array}{c}
 \text{基本分単価} + \text{加算} - \text{減算} \\
 \times \\
 \text{月初日の在籍子ども数} \\
 \hline
 = \\
 \text{施設型給付}^* \\
 \text{や委託費として} \\
 \text{支払われる額} \\
 \text{(月払い)}
 \end{array}$$

\*施設で徴収する利用者負担額を除いた額

### ■ 異なる定員区分の月額単価比較 (保育所、地域区分が20/100地域の場合)

| 定員区分   | 年齢区分  | 基本分単価    |
|--------|-------|----------|
| 20人    | 4歳以上児 | 132,240円 |
|        | 3歳児   | 140,530円 |
| 21~30人 | 4歳以上児 | 95,300円  |
|        | 3歳児   | 103,590円 |

例えば、20人定員区分の施設が定員超過をして預かった場合、該当定員区分の施設が預かった場合と比べて、子ども1人当たり+約4万円(月額)となる。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 子どものための教育・保育給付

## ②調査の視点

### 1. 施設型給付等の使途について

施設型給付等について、予算積算の考え方（人件費、管理費、事業費）に沿って、適切な管理の下で、当該施設の運営費に充てられているか。

※ 制度上、施設型給付や地域型保育給付については、厳密な使途制限が設けられていない。また、私立保育所の委託費には使途制限があるものの、一定の要件を満たすことで弾力的な運用が可能となっている。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

保育所：3,225先

幼稚園：323先

認定子ども園：1,716先

地域型保育事業：1,141先

※いずれも私立

## ③調査結果及びその分析

### 1. 施設型給付等の使途について

○ 本来、当該施設の運営のために交付されている施設型給付等を自施設の運営以外へ支出（流用）している施設の割合は、最も多い認定子ども園で37%であった。前回調査\*との比較では、保育所を除き、いずれの施設類型も割合が大幅に増加している【図1】。

また、流用している各施設において、収入に占める当該支出の割合は、最も多い地域型保育事業で39%であった。その主な使途は「同一法人の他の社会福祉施設・教育施設等の運営・事業に関する費用」であった【図2】。

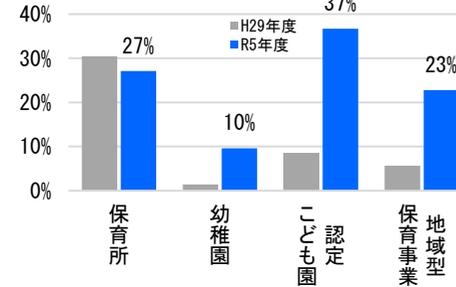
※ 平成30年度予算執行調査「子どものための教育・保育給付」（調査対象年度：平成29年度）

○ 積立資産への積立状況（フロー）について、保育所においては、約5割の施設が積立資産への積立を行っており、それらの施設の1施設あたりの計上額は約3,200万円であった。また、認定子ども園においては、約4割の施設が積立資産への積立を行っており、それらの施設の1施設あたりの計上額は約8,400万円にも上っていた。

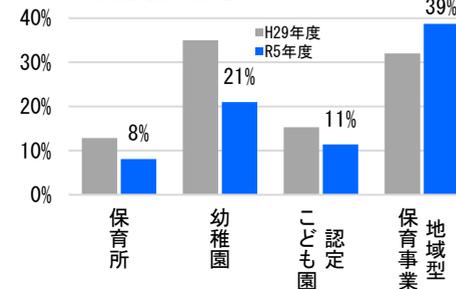
○ 積立資産の保有状況（ストック）について、積立資産の対収入比\*は、保育所では14%であり、認定子ども園では26%となっていた。認定子ども園は、一般のサービス業における積立資産の対売上高比の13%を大きく上回っていた【図3】。

※ 調査対象先全体の積立資産合計/収入合計で算出

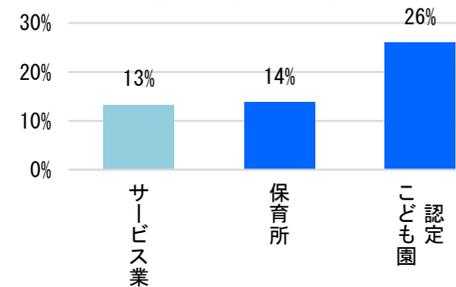
【図1】 自施設の運営以外へ支出している施設の割合



【図2】 収入額に対する自施設の運営以外への支出額の割合



【図3】 積立資産の保有状況（対収入比）



【出所】サービス業：法人企業統計調査（財務省）

※ サービス業は、積立金/売上高で算出し、令和元～5年度の5年間のうち、最大値と最小値を除いた3か年分の平均値。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 施設型給付等の使途について

○ 施設型給付等の一部が自施設の運営以外に使われていることや、積立資産の保有割合の状況が前回調査から継続していることから、施設型給付等の使途の在り方を改めて検討するとともに、公定価格の水準についても検証し、適正化すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 子どものための教育・保育給付

## ②調査の視点

### 2. 公定価格の基準設定等について

公定価格について、施設類型ごとに適正な基準設定となっているか。

また、定員の充足状況に対し、減額調整は適切な運用が行われているか。

## ③調査結果及びその分析

### 2. 公定価格の基準設定等について

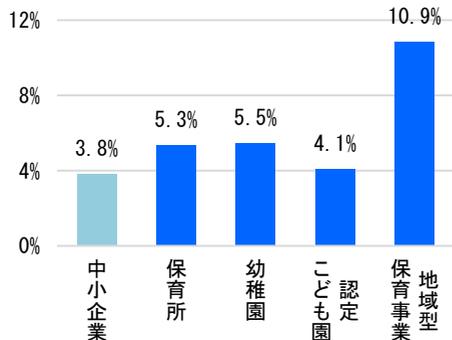
- 施設類型別の収支差率を見ると、いずれの類型も中小企業を上回る収支差率となっていた。特に、地域型保育事業の収支差率が突出して高いことが確認された【図4】。
- 保育所と認定こども園における令和5年度4月・10月・3月（各月初日時点）の定員の充足状況を確認したところ、約4～6割の施設が全ての時点で定員未満となっていた一方で、約2割の施設が全ての時点で定員超過となっていた【図5】。  
また、保育所において、待機児童が解消されている指定都市・中核市全体で3割の施設が定員を超過していたほか、最も回答数の多い自治体でも3割の施設が定員を超過していた。
- 同一地域区分かつ平均実員数が同数程度であり、定員数が異なる2つの施設を比較したところ、支出額は同程度であるものの、収入額について定員超過の施設が定員未満の施設を上回り、定員超過の施設の収支差率が高くなっているケースが確認された【表1・2】。
- 減額調整は、保育所の場合、過去5年度間常に定員を超過し、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の施設に対し適用されており、必ずしも厳格な要件になっているとは言えない。  
待機児童対策としてやむを得ず定員を超過して子どもを受け入れてきたという事情もあると思われるが、待機児童が年々減少している中、同一地域区分内で定員超過している施設が高い収入を得ているケースが存在していることを鑑みれば、趣旨に沿わない運用実態となっているのではない。

## ④今後の改善点・検討の方向性

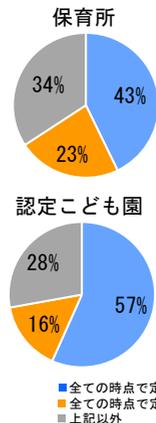
### 2. 公定価格の基準設定等について

- 施設類型別の収支差率に開きがあることを踏まえ、公定価格の単価設定の水準を検証し、適正化すべき。  
特に、収支差率が突出して高い地域型保育事業は、適正化の優先度が高いと考えられることから、更なる分析を行い、令和7年度の公定価格見直しへの反映を検討すべき。
- 恒常的に定員を超過している施設の収支差率が高く、減額調整が趣旨に沿わない運用実態となっている可能性がある。適正な定員管理を実施するとともに、定員を超過している施設に対しては、実員に応じて機動的に減額調整を行うべき。

【図4】施設類型別の収支差率



【図5】定員の充足状況



【表1】同一地域区分の保育所における収支比較

|       | 定員数 (人) | 平均実員数 (人) | 収入 (百万円) | 支出 (百万円) | 収支差率  |
|-------|---------|-----------|----------|----------|-------|
| A 保育所 | 60      | 69        | 175      | 152      | 13.5% |
| B 保育所 | 70      | 69        | 155      | 148      | 4.5%  |

【表2】同一地域区分の認定こども園における収支比較

|     | 定員数 (人) | 平均実員数 (人) | 収入 (百万円) | 支出 (百万円) | 収支差率  |
|-----|---------|-----------|----------|----------|-------|
| C 園 | 135     | 148       | 214      | 174      | 18.7% |
| D 園 | 180     | 149       | 164      | 168      | ▲2.7% |

【出所】中小企業：中小企業実態基本調査（中小企業庁）  
※ 中小企業は、経常利益/売上高で算出し、令和元～5年度の5年間のうち、最大値と最小値を除いた3か年分の平均値。